

全教栃木教育新聞

発行
全栃木教職員組合
宇都宮市兵庫塚3-10-30
TEL 028-653-0353
FAX 028-653-1579
http://www.zenkyotcg.org
E-mail info@zenkyotcg.org

子ども参加、父母共同の
学校づくりを
長時間過密労働をなくそう
教員免許更新制を廃止させよう

教職員の長時間労働をなくすのは、使用者である教育委員会の責務

教職員への「アンケート」より、県教委自身の「検証」が必要！

22日付の『下野新聞』は「教員の多忙感 改善せず」と題して、県教委が行った「教員の多忙感に関するアンケート調査（検証）報告書」（以下「報告」）結果の概要を報じました。

この「報告」は16日に開催された定例の県教育委員会に報告されました。その会議の様様をお知らせしますが、事務局のあいまいな回答が目立ちました。

解決する気はあるのか？

○廣瀬隆人委員
今後の改善・改革は誰が誰にやらせるのか？

●事務局
管理職と教育事務所の協力です。

○廣瀬委員
管理職と一般教員の認識

2012年度の県立全日制高校学力検査の受験者は1万2049人、合格者は9834人で最終倍率は1.23倍になりました。一方で合格者が定員に満たなかったのは10校14学科で、「定員割れ」は合計で140人となりました。

私たちは昨年、私たちが加盟する栃木県労働組合総連合（栃木県労連）と連名で、「県立高校の定員を増やすこと」、「二次募集（再募集）を行うこと」を県教委に要請しました。

県立高校は「再募集」を！

県労連は昨年11月にも県知事宛に要請しました。要請に対し「全日制課程、定時制課程、通信制課程それぞれが別日程となっており」、「県立学校全体として複数の受検機会を受検生に提供できるような仕組みとなって」と文書で回答しました。

私たちは22日、学校教育課の担当者と「再募集」のことについて話し合う機会をもちました。

担当者から、73、74、75年度は再募集を実施していたこと、85年度までの「選抜の方針」は「再募集がある」が、86年度から「再募集ができる」と変更されたことが説明されました。

「近県では再募集を実施している。栃木から再募集で入学している生徒もいる。栃木でも定員に満たない場合には県教委の責任で実施すべきだ。再募集を含めた日程を良く検討して欲しい。」と要請をしました。

いのではないかと。部活をやらないと決めた日にやったら、ペナルティーを課すべきだ。

●事務局（スポーツ振興課長）
校長・中体連などの御理解を得ていきたい。私も現場では部活第一でやってきたので、保護者や指導者の理解を得るよう努めたい。教員には短時間での効率的指導を研修させたい。

各校に結果を知らせないのか？

○栗原義一委員
このアンケートの結果、個々の学校の結果をフィードバックするのかな？

●事務局
すべての学校に報告の冊子を送ります。

○栗原委員
いやそれとは違う。その学校でのアンケートの結果をその学校の管理職・教員に知らせるのか？

●事務局
やりません。

○栗原委員
「こういうふうな仕事を工夫したから多忙感が減少した。よかったね」、「こうやればもっと改善できる」と職場でいうのが大切なのだと思う。そうしなければ「こんなアンケートをやるから多忙になるのだ」という自由記述通りではないか。

○河野遵委員長
民間の感覚で言うとは多忙でない会社はつぶれてしまう。問題は仕事の本身で、それが本質的な問題だ。

これで「検証」になった？

今回の「報告」には「検証」の文字が入っていません。前回09年の「報告」後、「多忙感」がどのように解消したかの「検証」が目的だったはずですが。

にもかかわらず、前回09年の調査よりも状況は悪化してしまったわけで、県教委の責任は重大です。「先生方の悲鳴が聞こえ

前号でも取り上げましたが、全教栃木は人事異動に対しては「希望と納得」の原則に則って行うように県教委交渉強く迫りました。この度の定期人事異動で、この原則は守られたでしょうか。

労働組合の責務

この言葉は東京都教職員組合（都教組）の「人事異動一問一答」にある「人事異動について問題が生じた場合、

人事異動への対応は教職員組合の責務

「と、前回の報告時に白井佳子教育委員が発言しましたが、その「悲鳴」が小さくならなかったばかりか、県教委や管理職にも残念ながら届いていなかったのだと言わざるを得ません。

部活動の問題は09年の委員会でも、廣瀬隆人委員は「部活動については『ノー部活動デー』等の申し合わせを徹底することが必要がある」と発言し、「中体連、高体連等の関係機関等と連携しながら徹底していきたい」と事務局は回答していました。結局この回答は、「徹底」されず、現状を放置してしまっただけです。

その前に、県立高校は出勤簿押印を行わないのですから、タイムカードを導入したらいかがか。

「動務時間把握は、使用者の義務！」

文部科学省が07年12月発出した「公立学校等における労働安全衛生管理

体制の整備について（通知）では、「学校においては、教職員の勤務時間の適正な把握に努める必要があります」とされています。この通知が発せられてから、もう4年も経過しているのに、未だに実行されていません。民間企業なら労働基準監督署から厳しく指導されることがあります。

県立学校は労働安全衛生規程も定められ、全体的に話し合う「総括安全衛生委員会」も開催されています。ぜひこの委員会が勤務時間をきちんと把握し、超過勤務の原因を一つ一つ取り除いていくべきです。